

PTA 会員特典及び役員免除規程

第1条（目的）

本規程は、習志野市立第二中学校 PTA（以下「本会」という）における会員特典および役員免除に関する基準を定め、公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（特典の付与）

本会は、会員の活動参加および役割に応じ、次の特典を付与する。

1. 体育祭における特等席での観覧
2. 合唱コンクールにおける特等席での鑑賞
3. 卒業式における特等席での参列
4. 予餞会における特別観覧
5. PTA 会費の実質免除
6. バザーへの参加
7. 給食試食会への参加
8. PTA バレーボールへの参加

（※添付資料の特典内容を規程化）

第3条（特典の適用範囲）

前条の特典の適用範囲は、次のとおりとする。

1. 事務局役員、補導委員、および専門委員長は、全ての特典の対象とする
2. 専門委員は、第4号から第8号までの特典を対象とする
3. 一般会員は、第6号から第8号までの特典を対象とする

第4条（役員免除期間）

本会において次の役職を経験した者は、以下の期間、役員選出を免除する。

1. 事務局役員（会長・副会長・書記・青連協・会計）、補導委員、専門委員長
免除期間：10年間
2. 専門委員副委員長
免除期間：5年間
3. 卒対委員会（令和8年度より廃止）関係者（委員および委員補佐）
免除期間：5年間

第5条（免除対象外）

次の者は、前条の免除対象としない。

1. 委員長・副委員長以外の委員経験者
2. 各種係の担当者
3. 行事等の単発参加者
4. 入学前に兄弟姉妹の在学時に役員を経験した場合

第6条（特例による免除）

次の事由に該当する場合は、役員免除の対象とする。

1. 妊娠中、または2歳未満の子どもがいる場合
2. ひとり親家庭で活動が困難な場合
3. 年度内に学区外への転居が確定している場合

4. 他の幼稚園・小学校等において本部役員が確定している場合
5. 本人または子どもが重い病気等により継続的な治療を受けている場合
6. 同居家族の介護が必要な場合

第7条(個別判断)

前条に該当しない場合であっても、特別な事情があるときは、個別に協議の上、役員免除の可否を判断する。

第8条(規程の改定)

本規程の改定は、PTA 総会において出席者 3 分の 2 以上の賛成を得ねばならない。

付 則

この規程は令和 8 年 5 月 15 日より施行する